ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第53号　2017/4/14

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】　カジノ規制について／パチンコ研究(8)犯罪の陰にパチンコあり／ギャンブル依存問題川柳①／コラム：「ギャンブル依存　抜けさせたい」、パチンコと消費者問題、賭けマージャンと判例、最大多数の最大幸福が道徳と立法の基礎である、博学多才と博才・万博と博奕、オッズパーク、WIN5の大バクチ、経済活動はすべて賭けか、競馬と動物虐待、池田勇人(蔵相)のギャンブル発言、パチンコ業と自民党福田赳夫／賭博関係隠語・俗語(2)／ギャンブル語録／書籍紹介／アベノミクスモジリことば／ギャンブル宣伝・広告偽善番付／公営競技(4K)問題かるた／NEWSピックup／事務局だより

カジノ規制について

　カジノは、客（消費者）の射幸心を利用して高収益を得る「民営賭博」の「常習」的な「開帳」行為である。それにより客が健全な娯楽を超えた賭博行為に誘惑されて重大な破局に追いやられたり、ギャンブル依存という健康被害がもたらされる怖れがある。また、不特定多数の無限定な賭博行為や管理によりマネーローンダリング、脱税（租税回避）の場ともなる。よって、カジノ入場者と資金の適正な把握と厳正な管理・監督をして、消費者の被害や犯罪をはじめ社会への弊害をなくす必要がある。

　当会はこれまでＩＲカジノに反対し、カジノを含めたギャンブル客の消費者被害と社会的な弊害を防止する必要について主張し提言してきた。そして今、カジノ実施法に向けて政府は本格的にカジノ規制を検討し、秋の法案提出を目指し動いているので、（ＩＲ業者の適格用件は別途として）規制上最小限何が必要なのかを提言する。

第１．入場者規制

１．外国人・日本人を問わず、適正身分証明書による入場者確認と記録

　　　カジノ入場は未成年者や行為能力制限者（被成年後見人、破産者等）は禁止され、事業者は入場者について記録し保管しなければならない。

　　　これは、暴力団関係者や犯罪逃亡者の排除、マネロンや脱税防止のためだけでなく、客が依存状況や破局に陥らないための消費者保護のためである。なお、入場制限の事前申入れは、本人や家族からだけでなく、消費者を保護するために必要な関係者、公営法人など認定団体、官公署から要請を受けた者も含める。

２．ジャンケット、仲介、顧客への性的その他サービス業者、貸金業者など営業可能性のある者は入場禁止とする。

３．入場者の氏名、住所、換金は全て記録されることを本人に通知し、拒否する者は入場させないものとする。また、飲酒など酩酊者、薬物服用者も入場禁止とする。

第２．入場者の回数・限度規制

１．入場時間規制　　１日総計４時間（１回３時間、出入り１日２回まで）

２．入場日数規制

（１）１週間に２日（出入り４回）

（２）１ヶ月に８日（出入り１０回）

（３）１年に２０日（出入り３０回）

３．退場を求められた者は、向こう２年間は入場できない。

第３．入場者の賭金規制（マネーローンダリング対策）

１．入場者の賭金（チップなどへの交換）規制

（１）賭金の持込みは現金のみとし、チップ交換は入場・退場時に行う。チップの持ち出しは禁ずる。

１回のチップ購入限度は５万円までとする。

（２）１週間の購入限度は総額１０万円とする。

（３）１ヶ月の購入限度は総額３０万円とする。

（４）１年の購入限度は総額１００万円とする。

２．店による客への金員貸与の禁止と店の信用決済とカード決済の禁止

３．店内及びＩＲ内のＡＴＭ設置の禁止

４．店内での客間のチップの贈与、販売・貸与等の禁止

５． ＶＩＰ（ハイローラー向け）ルーム、コンプ（Complimentary　無料サービス）の禁止

第４．ジャンケット、仲介者の禁止

　　店は、ジャンケットを受け入れたり、仲介者とを取引してはならない。

第５．店内監視カメラ設置による犯罪防止措置

　店での暴力、窃盗、詐欺等のみならず、マネロン、脱税行為の防止のために監視カメラを設置する。店の撮影データは全て記録し、店が保管する。店は警察や税務当局など捜査当局に協力しなければならない。

第６．特別課税、源泉徴収義務

　１．ＩＲのうちカジノについては、その収益に対し３０％以上の特別課税（カジノ税）を行う。

　２．客の一時所得（１回の出入りでもチップ清算により課税収益が出た場合）は源泉徴収する。

第７．営業広告の規制

　　カジノ営業の勧誘・宣伝は一切禁止する。

第８．相談、救済窓口の常設

１．カジノ場にはギャンブル依存に関する相談カウンセリング、医師、弁護士らを配置する。

また、ゲームその他の苦情の対応機関を設置する。

２．相談、苦情は全て記録し、個人の特定情報を除き、政府、監督庁に報告し且つ公開する。

３．カジノを設置する自治体から始めて全国にギャンブルの全てについて相談・被害救済の公設窓口を設置する。

４．相談・被害救済は、カジノ事業者から独立して行う。その費用はカジノ税より捻出する。

パチンコ研究（８）

―　犯罪の陰にパチンコあり　―

１．昔から「犯罪の陰に女あり」と言われるが、今や女性に失礼というか差別語になるかも知れない。男が愛する女性のために犯罪に走るというものだが、現代の男の犯罪は必ずしも女性のためではなく、むしろ、女性は男の被害者となることが多い。今では古い評価ともいえよう。

　　そして2月11日、近大空手部員が昨年12月22日発生のひったくり事件の容疑で逮捕された。近大は五輪強化指定を取り消され、学生は退学、部は活動禁止となった。その窃盗の動機は、「パチンコで生活費を使い込み、金に困ってやった」という。

このように、窃盗、恐喝、詐欺、強盗、横領、背任など財産犯の陰にパチンコがあることが多い。もとより、遺棄致死や放火、殺人といった狂暴犯までがパチンコを契機として発生している。

２．最近、カジノ問題を機に国会でギャンブルやパチンコを原因とする盗犯の警察統計が公表された。それによると、2016年のパチンコ依存・ギャンブル依存犯罪件数は各1329人（件）・999人（件）で合計2328件とされている。しかし、この統計には疑問がある。

　　これは実際の犯罪発生数に比べるとあまりにも少ない可能性がある。

　　第一に、犯罪統計の絞り込みで多目的な盗犯が除かれている。

　　第二に、実際の被害件数のうち、届けられるのは桁違いに少ない。

　　第三に、届け出た犯罪のすべてが検挙されるわけではなく、検挙に至るのは桁違いに少ない。

　　以上の三点だけでも、客観的に発生数はゼロが２つ多いといえる。もちろん、ギャンブルによる暴行、傷害、殺人、心中、放火、遺棄致死など凶悪犯罪もある。

３．実は、もう一つ見落としがある。パチンコ・ギャンブルの表面には出ない犯罪である。

　　第四として、ギャンブルのための親など同居家族からの盗犯は、法律上は犯罪として成立している（最高裁平成20.2.18）が、親族間の自立を尊重した特例で刑を免除し、警察は積極的に介入しない。それ以外の親族からの盗みも親告罪（告訴を待って公訴する）ものが多い（刑法244条）。これは詐欺、恐喝、横領、背任から盗品等に関する罪（盗品譲受、収受、運搬、保管、故買）まで適用されるので、多くのギャンブル依存の最大の被害者は、家族・親族であるといわれるように、第三者に対する「盗み」より多いのである。

　　第五に、会社や友人、さらに貸金業者までを騙して借りた詐欺の金、預り金の費消（横領金）は、家族・親族その他周囲の者が代払い弁償して表沙汰にならないようにされることが多い。

　　この二点を考えると、パチンコ・ギャンブルをめぐる犯罪はさらに一桁多いといえよう。

４．さらに、普通の人は考えないかもしれないが、パチンコ・ギャンブルに使う金は、正当な納税もされていないような非合法な金が少なくない。働いて正常に得た金ばかりではないのである。

　　第一に、納税義務を果たしていない金がある。脱税した金である。贈与を受けても贈与税を支払っていない金や所得税を免れた金である。ギャンブルはタックス・ヘイブンの世界だから、本来は納税をしないで新しいギャンブルに投入していることが多い。例えば、公営競技で万券を当てても源泉もされず、納税などおよそしていない。そして新しいレースに投入し費消するのがその例である。

　　第二に、カジノはマネーローンダリングの横行する場である。「ミニカジノ」のパチンコでも現行の換金システムの下では適正な課税システムはなく、景品交換という古物商も絡めてマネロンがなされている。一回数千円だとしても遊技人口1000万人以上の５割か換金に関わっているとすれば、億の金にマネロンがあることになる。これらは現行法が十分機能していないものであり、パチンコの売上20兆円はホールだけでなくメーカー、設営業者、流通業者の接待から付け届け、ワイロまでの様々な非合法な金の流れによるものである。これはこの業界を知るものの「常識」である。

５．だとすれば、パチンコホール、メーカー、関連業者（警察職員まで言われたくないだろうが）は、「パチンコの陰に犯罪あり」と言われても返す言葉もないだろう。

　　「パチンコの貸玉の元手がどこから来るかは知ったことではありません。パチンコ事業にかかわって得た儲け、手数料は、金に色がついている訳でもありません」とは業者の言葉。名ばかりの天下り就職先で給与・手当をもらっている元公務員も同じことを言うのだろうが、貴方のもらった金は直接社会に有用な労働によって得られたものではない――と神様から言われたら何と返すのだろうか？

　　おせっかいながら「職業に貴賎なし」「お金に色は付いてない」「博打は本人が好きでやっているのであって協力しただけ」とでも言うのだろうか。

　　「そうですか、それが現在の30兆円ギャンブル産業の売上を支えているのですね」という他ない。その主役がパチンコです。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブル依存問題川柳①

　ギャンブル依存問題を川柳にするなど、この問題を笑い（滑稽、皮肉、嘲笑）の対象にするのかと怒られる方もあるかも知れません。しかし、ギャンブル依存を離れて視ることにより、痛烈に依存システムを批判する端的表現の一つとしてご了解ください。

　まずは公認ギャンブルそのものから・・・。

果てはどこ　ノミ、ウツ、カウの　行く処　（バクチ打ちの果ては盗人といいますが）

法律で　公営にして　違法なし　　　　　　（・・・というのですが賭博開帳の主体というはどうも）

刑法の　例外はじめた　宝くじ　　　　　　（戦争のため、戦災復興のため「当分の間」とは）

競馬とは　金を儲けずに　できぬのか　　　（もちろんできますが金を賭けさせて利益を得るのです）

競輪に　五輪に入るも　賭博する　　　　　（KEIRINと競輪は異なりますというのです）

競艇は　ササガワ抜きに　語れない　　　　（生まれも今も笹川財団、否日本財団が中心にいる）

スポーツの　資金トトくじ　文科省　　　　（教育的でなく賭博でスポーツ振興という利権）

パチスロは　娯楽ゲームは　タテマエで　　（何故一日に何万円、一月に何十万円も賭けるんですか）

総務省　宝くじ団体に　天下り　　　　　　（宝くじ協会をはじめたくさんあります）

農水省　馬より利権　大事にし　　　　　　（正直！　かつての軍馬法由来なら今は防衛省ですが…）

自転車は　産業のため　経産省　　　　　　（オートバイも戦後産業に不可欠という訳で…）

船舶に　役立てますと　国交省　　　　　　（運輸産業のためも美名です。タテマエ）

警察は　禁止するより　指導する　　　　　（ノミ行為は禁止。パチスロは傘下に置きたいのです）

コラム　　　　　　「ギャンブル依存　抜けさせたい」

　2017年3月20日毎日新聞の「人生相談」欄で、37歳のギャンブル依存の息子さん（嫁と子２人あり）についての67歳の母親からの相談が取り上げられた。ギャンブル依存症の経験者である作家の髙橋源一郎氏が回答している。その内容をみるとかなり厳しく突き放したものである。

　いわく、依存症患者は「徹底的に負けること」に惹かれているという。「負けて負けて負けて死に近いところまで（中略）追いこまれ、ぎりぎりのところで死から生に戻ってくる。その（中略）感情の揺り戻しこそギャンブルの底知れない魅力です。」だから「誰も、何も（家族の愛情も）、彼を止めることはできない」という。そして、息子の妻には離婚し、彼の給料から養育費を天引するよう勧め、相談者である両親は息子に金を貸してはならないと助言する。「彼はあらゆるところから金を借り、ついには会社の金を使いこんででも、ギャンブルをしつづけるでしょう。すべてを完全に失い、社会的制裁を受けるかもしれない。その慟哭、社会的死だけが、ギャンブルという死の情動から逃れるチャンスを彼に与えることができるのだと思います。」という。

　そこには本人の自殺という悲劇をも覚悟して厳しく対処するしかないというのです。

　高橋氏が本人の責任を明らかにするようにし、家族・親のイネイブラー（依存症者のためを思って支えようとしているが、正しい知識がないために依存症者が依存行動をすることを支えてしまう者）となることを止める忠告は正しい。だが、ここまで突き放してしまうことには疑問の声もありそうだ。自殺も自己責任というのかと、情動型日本人は怒るかもしれない。しかし、入院したり退院後もミーティングに通っても良くならず、嘘をついたり会社のことを持ち出したりして親に金をせびり、返しもせず反省のない子の母親へのアドバイスとしてはこうはっきり言うしかないだろう。

　ただ、ギャンブルオンブズマンにとっては、この人生相談そのものに重大な別の視点を指摘せざるを得ない。

　第１点は、37歳の息子さんへの社会的ケアへの視点である。相談者のイネイブリングを注意するが、「社会的死」が唯一更生のチャンスとまで言うのは危険である。行政の社会的ケアへの案内と要求、自助団体の育成に触れてほしい。

　第２点は、レスポンシブル・ギャンブリング（責任ギャンブル論）へ誤解を与えかねない点である。高橋氏は、ギャンブル依存症を生むパチンコやネット競馬について批判的視点をあえて置いて、自ら「ギャンブル依存症の経験者としてお答えする」のかも知れないが、ギャンブル依存を自らの体験を踏まえた内的心理で考えるのは、自己の復元力を持っていた氏の能力に依拠しすぎているように思われる。社会的犯罪で制裁を受ける、家族や親も失う、その慟哭がギャンブルという死の情動から逃れるチャンスだと断定するのは、チキンレース（衝突寸前まで車を走らせ、先に避けた方を臆病者（チキン）とする）にも似たハイリスクな忠言である。

　第３点は、ギャンブル依存症を生むパチンコ・競馬など賭博への社会的抑制の視点である。氏は、依存症を「克服」し、競馬著作も発表している。だが、「結局、生に戻ることができず、ついには自ら命を絶った者たちが、わたしの周りにも何人もいました」という厳しい現実があれば、ギャンブル依存症を生むギャンブルに対してや依存症防止システムのないことに対してもっと批判する視点があって当然であろう。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ）

パチンコと消費者問題

　日本のパチンコは、パチンコ機とパチスロ機（回転胴式遊技機）の二種がある。この二種の遊技機を総称して「ぱちんこ」という。その産業型企業としては、遊技場であるパチンコホール店、機器メーカー、そして建設設備業者、金銭や玉メダルの計数機など関連企業まで産業群となっている。

パチンコ産業は、ホール店の売上だけに限っても一時は年間４０兆円にのぼり、自動車業界に比肩するものになった。２０１６年現在の売上は２０兆円弱である。

このパチンコは、昔こどもの遊技機であったものが、戦後に大人の遊技機となり、世界に例のない発展したものである。その過程では数えきれない犯罪、脱税、暴力団、汚職があり、常に社会を脅かすものであった。本稿では、パチンコが与える消費者被害について述べる。

パチンコは表向きは遊技の一つとして急成長したが、その本質は脱法ギャンブルといわれる賭博であり、賭博開帳である。胴が確実に全体としての客（消費者）の金を収奪、つまりホール店が収益を得るから、これ自体違法な消費者への収奪といえる。これを略奪的ギャンブルという。

この違法ギャンブル、脱法ギャンブルとの指摘に対し、パチンコ業界や監督庁である警察は、パチンコは射幸性はあるもあくまで遊技だと言い張っている（そうでなければ営業できない）。

パチンコは、景品の換金を禁ずる風適法２３条の脱法として１９６１年に原形が生まれた「三店方式」（店は玉メダルを賞品に交換し、その賞品を別の業者が換金（買う）、換金業者からその賞品を集めた卸業者が再び店に賞品を卸す）により、違法性を免れている。これを警察が見逃すことで、客への貸玉→ゲーム→貸玉賞品交換→景品交換業者（古物商）→卸業者→賞品がホールへ還流という脱法ギャンブルが全国に広がった。

ピークでは全国１.８万店、パチンコ人口３０００万人、パチンコ機３２０万台、パチスロ機２００万台に及んだ。現在は大型店の中小店駆逐により店舗数は１～１.１万店となり、パチンコ機・パチスロ機４８０万台で年間１２００万人を集めている。外国からは世界で一番のミニカジノ店大国と言われている。

パチンコ店が歴史的にも今も脱税額の王であるのは、消費客（店はファンと呼ぶ）からの収奪金の大きさを物語っている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ）

賭けマージャンと判例

　雀荘の客Ａは、賭けマージャンをして店主Ｂに借金を重ね、その額は30回で70万円となった。このうち30万円を支払ったが、40万円が残った。店主Ｂは、金を返さないＡに対し40万を返せと訴えた。Ａは、Ｂが賭けマージャンの賭け金と判って貸したのは、民法708条の「不法な原因のために給付した者」にあたり、返さなくてよいと主張した。Ｂの店には同行者10人がいて、Ｂは勝者から1ゲームあたり1000円を得ていたが、Ｂが賭博マージャンを主催していたわけではないと主張した。

　これに似た判例がある（東京地裁　昭和55年7月17日）。この判例は、Ｂのレベルでは不法の利益を得ようとしたとまではいえない。Ａ自身、賭け金といえど遊びの金に費やしたのと同様として、民法708条の不法原因給付の法理は適用できないとしている。

　これは微妙なケースである。賭け金は1ゲーム1000円でも賭博罪になる。もしゲームに勝った者が負けた者に賭け金1万円を請求すれば、裁判所は認めないだろう。　　　　　　　　　　　　（Ｃ）

最大多数の最大幸福が道徳と立法の基礎である（ベンサム備忘録）

この主張によれば、公営ギャンブルは最大多数の最大幸福を目指すものであることが必要である。だが、現状はどうか。賭博は国民の最大幸福を図ると大手を振って言うことはできない。利益を得られるのは一部のごく少数であり、そうでなければ賭博開帳の公営競技も公営富くじたる宝くじ・totoも成り立たない。

この公営賭博の不道徳を欺くために、その収益金の公益性を強調する。大東亜戦争中は「戦争資金」、敗戦後は「戦災復興資金と急激なインフレ抑制」や戦災で疲弊した「弱小産業の支援と地方財政への寄与」を目的と掲げた。

　だが、日本は戦後復興どころか高度経済成長を経て、中国に追い抜かれるまでは世界第二位の経済大国だった。今日も産業の発展した豊かな国であることは否定できない。この日本で少子高齢化社会への福祉のためだからといって、最大多数を占める高齢者層（多くは年金受給者）から収奪するギャンブルが道徳的であるはずもない。

　仮に、法が禁じる賭博に対し、最小限の遊びとしてのゲームと射幸心を許すとしても、最大幸福に役立つものとするためには最小限にすべきであり、その収益は全てその目的に有効に生かされることが担保されていなければならない。なのに現状は、既得権化した利権集団のためにギャンブルが存続し、大半の利益も私益化されている。もとより収益で国民が負担する公租公課を軽減するものではない。現在のギャンブルは、事業者の大衆収奪による金儲けでしかない。そして、国民全体に様々な公害を撒く悪業である。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｄ）

博学多才と博才、万博と博奕

　博学多才とは幅広い知識を持ち、多くの才能に恵まれていることをいう（広辞苑）。しかし、博才と縮めて書くと博奕の才能になる。賭博・博奕の才能のある者のことである。

　博は博覧会の略でもある。万国博というと世界中の産物を展示する会のことだ。この万国博を大阪の夢洲で行い、それと共に統合型リゾートＩＲを誘致するとの、維新を中心に松井知事や吉村市長、関西同友会ら産業界、カジノ業者らの思惑が進んでいる。大阪万博はＩＲカジノの先兵となり、万博は一時のものだが、その後に会議場や商業施設、ホテルもあるリゾート、カジノ娯楽施設にしようとするのである。

　このように、博という字の意味や用法は肯定的なものがある一方、賭博によって金を儲けるといった否定的な用法もある。実は、博という字には「ひろい」という意味と「うちたたく」や「すごろく」という意味がある。人をゲームでせいぜい熱中させるものであったが、財を収奪するギャンブリングが近世に生まれる。貴族の遊びとしてのゲームでカネを賭けることから始まり、それが大衆に広がって大衆収奪のギャンブル業が生まれた。そしてギャンブルは、その収奪システムをより大きくし、カジノが生まれ、大衆へのロッタリー（宝くじ）や各種動物を競走させるゲームで金を賭けさせた。今やギャンブルの中心は、日本のパチンコ・スロットなど機械（ＥＧＭ）が中心となっている。しかもシステム化されたマシーンギャンブルである。

　万博は未来の夢などを謳う。カジノリゾートの娯楽とギャンブルが必要とする目的には大きなギャップがある。大阪夢洲万博は遊びの文化をいうも、万（よろず）の博奕や博才を集めるところになりかねない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｅ）

オッズパーク（Odds Park）

　テレビ朝日系列で見た「オッズパーク」のＣＭ。そこでは馬券、車券、ロト（馬券車券の重勝式オリジナル商品）が買えると広告していた。そのホームページを見てみると、無料で会員登録でき、ジ全国のほとんどの銀行やネット銀行などが決済に対応しており、すぐにインターネット（パソコン、スマホ、携帯電話）で購入できると宣伝勧誘している。

　オッズパーク株式会社はソフトバンクグループのＳＢプレイヤーズ株式会社の100％出資会社である。公営競技の投票券発売を事業目的とし、会員は既に50万人を突破、資本金1000万円ながら2016年度純利益は21億1797万円という。

　それにしてもソフトバンクさん、孫さんの正義に訴えたい。金儲けのためならギャンブルまでネットで無差別に販売するというのは、孫子まで正義と言える企業活動でしょうか。　　　　　　（Ｆ）

ＷＩＮ５の大バクチ

　ＪＲＡ競馬が行う「ＷＩＮ５」という勝馬投票は、当たれば百万円どころか、時には億円の大穴がでる。全国の５つのレースの１位を全て当てるというもの。１レース１５頭が出場しているとして、単純な確率で１５の５乗分の１、すなわち７５万９３７５に１回当たるということになる。１００円券が７５９３万７５００円となる。（その７５％が配当されるとしても５６９５万３１２５円の配当？）

　仮に実質１０頭レースとしても（本命ないし対抗に値する馬に絞られる）、１０の５乗、１０万分の１で、７００～７５０万円の配当賞金となる。もし１０枚も当たれば１枚７０～７５万円の配当賞金という計算だ。

このようにＷＩＮ５の場合は当たればほとんどが１枚あたり配当５０万円を超えて一時所得の課税対象となるが、実際には源泉天引きもなく「脱税」事案となる。実際に検挙されるのは、一部のインターネット購入による億円レベルの一時所得で捕捉できるものに限られている。　　　　　（Ｇ）

経済活動は全て賭けか？

１．カジノ導入論者にとって、経済活動はそもそも全て賭けである。投資も生産も販売も将来に賭ける行為だ。資本主義社会は自由選択、つまり一人一人の決断で事を行うのが基本である。自由である代わりに結果の責任もまた自分のものである・・・というものである。

　　しかし、自由選択を賭けとし、賭けを経済活動と同視するのは誤りである。自由選択というのは有限の人生、有限の社会、有限の環境の下では一つの仮定であって、実際は人は生まれたときから自由ではない。既成の環境や持って生まれた能力差から選択の余地を欠く。すなわち、自由な賭けはなく、あるとしても限られた状況で方向性が決められ、条件が定められた下での選択に過ぎない。

２．カジノの導入についていえば、資本（金）を持っている者が他人の富や時には意思、選択から心までを買い奪う。金が人の選択権を奪うのは人権問題だが、選択権をあえて金で売らねばならない人が金で売り、買う人がいれば民主主義は無力化する。

　　カジノ開帳者には誰もがなれるわけではない。カジノのゲーム設定も胴元有利に決められている。　　自由な選択はないのに、限られた範囲の選択ができるし自由に決めたのだから結果責任を負えといっているに過ぎない。まして、資本主義社会は理想的な自由選択社会ではない。　　　　　（Ｈ）

競馬と動物虐待

　競馬は、馬主から競馬レースファンまで「馬好き」や「馬の愛好家」と誤解されている。たしかに、英国貴族の一部や競馬の馬を世話する人などには馬を大切にする人もいるが、馬券で一山当てようというほとんどのファンは賭博好きであって、射幸による金儲けを考えているに過ぎない。馬自体を愛したり大切にしようとは考えていない。

　競馬の仕組みは、ＪＲＡ以下ギャンブルシステムの下で馬をレースの具としか考えていない。競輪の自転車、競艇のモーターボート、オートレースのバイクと同じである。以下、競走馬の愛護を訴えるインターネットサイトから気になる記載を拾った。

・競馬の世界で毎年8000～10000頭の子馬を生ませている。馬の寿命は30～40歳なのに日本が馬だらけにならないのは、子馬のうち2～4歳で殺処分（屠殺）するからである。

・屠殺理由は、レースに向かない、勝てない、血統が悪い。要するに、競馬に勝って馬主を儲けさせないからであり、馬が他の人馬を害するからではない。

・馬の2歳は人の中1、3歳は高1の成長期。その時期に1～2ｋｍの競馬レースで一生が決まる。特訓で病になる馬も続出する。そんな馬の使い捨てが競走馬だ。

・競走馬の80％がストレスで慢性胃潰瘍に苦しむ。

・勝っても負けてもストレスで酷使され、最後は馬刺しやライオンの餌、ドッグフード、畑の肥料にされる。

・天寿を全うできる確率は１％。

・牝馬は年頃（2～3歳）になると競走用にホルモン剤を投与などして発情を抑える。

・牝馬は現役後繁殖用になるも、生んだ子の成績次第で殺処分となる。

・競馬用馬の大量生産、大量廃棄のビジネス自体がギャンブル。

・家畜だとしても無駄に産ませて無駄に殺してよい訳はない。

・馬を走るためだけに使い、「夢と感動」など美辞に過ぎず、最後はゴミのように処分するのは本当の競馬ファンか。

・アメリカから何百頭もの馬が日本で売られ、その90％が屠殺される。

・2008年には２万頭の馬が日本で屠殺された。

　以上の記述に対し、競走馬を自然死するまで大切にしているといった反論は、ＪＲＡ、馬主、騎手、調教師、生産企業、競馬牧場、農林省から見られない。競走馬は食用牛と同じで、人が生命界の長だからと開き直るのだろうか。

　競馬は人をギャンブルに依存させる一方で、動物虐待もしているとの非難は免れない。海外では、競馬で馬を鞭打って走らせること自体が虐待だという批判が強い。ＪＲＡも鞭打ちには一定の制限をしている。愛馬をいい、三冠馬などを愛でてやまない競馬ファンに、あなたが娯楽の対象としている「競馬」とは馬なのかギャンブルなのかが問いたい。

　残念ながら、競馬を儲け、収益の対象と専ら考えている国、地方自治体、ＪＲＡは、生命ある馬そのものを大切にする気はないようだ。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｉ）

（註）これまで当会はギャンブル事業を動物愛護や動物虐待との関係では論じなかった。動物を使ったギャンブルには、歴史的には人と人が武器を持って死ぬまで戦ったものや、人とライオンを戦わせたものなどがあるが、これらは現代では人権上到底許されない。今あるのはドッグレース、牛（闘牛）、ラクダ、馬、魚、昆虫、蜘蛛など様々であるが、多くの人にとって牛馬だけでなく家畜、犬など、人と心を通わせる生物の生命を不必要に犠牲にするギャンブルには根強い反発があっても当然である。現在のサラブレッド馬による競馬は、あまりにも賭博産業本位であり、しかも金儲けの射幸がすぎる。

池田勇人（蔵相）のギャンブル発言

　1951（昭和26）年11月15日、後に総理となった池田勇人大臣は参議院予算委員会答弁で、「パチンコは全国津々浦々の田舎まで浸透しており、苦しく思っている。これ（パチンコ）は百害あって一利のないものである。競輪は私の所管ではないが、個人としての意見を述べれば止めたらいいと思っている。富くじの最近の成績は特に地方は赤字を出している状況で振るわないが、この傾向はいいことだと考えている。私としても昨年来これを止めたらどうか考えて検討しており、できるだけ早い機会に止める方針である」と答えている。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｊ）

パチンコ業と自民党福田赳夫

　中島健吉（日本遊技機工業協同組合（1963年日本遊技機工業組合に改称）の初代理事長　平和商会）の著書『風雲五十年』（1997年　彩書房発行）にある話の要旨。

　昭和34（1959）年、後に総理となった福田赳夫（当時自民党幹事長）から、パチンコ台にかけられていた物品税の滞納について電話を受けたという。

「物品税を放っておくと業界の命取りになる。今回ボクが聞いた情報で間違いない。早く手を打ちなさい。」これは、中島が昭和27年から群馬三区で立候補する福田の後援者をしており、特に知らされたものだ。「あんたの業界は全部といっていいほど各社が脱税している。今後もこんなことをしていると取り潰される（一斉摘発でパチンコ業界が絶滅する）」という話だった。

　「妙案といっても幾通りもない。全国のメーカーで組合を作り、国税局に事情を説明し、組合が窓口となって２年を目途に完全納税すると言いなさい。」大蔵省主税局長を務めた税のエキスパートの福田は「役人というものはそう相手に出られると、それはダメだと言えないものだよ」と言ったという。

　これで中島が「やります。命をかけます」というと、福田は「中島君、やるか。国税局も検察庁も業界をつぶすことが本意ではない。国税庁長官の北島武雄君、直接の責任者の関税部長の泉美之松君を紹介しよう」と言ってくれた。その紹介で泉部長に会って「２年待ってください。それまで摘発を控えて貰えば組合を作って一本化して物品税を払います」と頼んだという。

　かくて昭和35年、60社で組合を作り、初代理事長に就任した。だが、パチンコホール側の「全遊連（水島年得会長）は「（値の）高い台を販売価格まで統一される」と反発した。それで中島は、毎晩のように水島のもとに出向いて説得し、「販売価格は売手買手の自由とする。しかし、物品税の上乗せは認める」ことで手を打ったという。

　この中島の著作は、福田と中島のホットライン（癒着）によって、パチンコ業界が脱税で潰されずに済み今日在ることを明らかにしている。それを取り持ったのは、中島の後援という名の献金であった。パチンコ業界の後援とは、投票権のない在日市民の支持ではなく、金による支持しか考えられない。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｋ）

賭博関係隠語・俗語　（2）

会報第48号からの続きです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| タ行 | タイコウ（対抗） | 本命の次に勝つと思われる選手や馬のこと |
| 体感器 | パチンコで大当りのタイミングを教える道具。電流を飛ばせば電パチ |
| タイヤ差 | （競輪用語）差がタイヤ幅の場合 |
| 叩く（たたく） | （競輪）一気に先頭に出ること、（競馬）鞭を入れること |
| タネ銭 | 博打を張る金 |
| タレる | 先行した選手や馬がズルズル後退すること |
| 千切れる | 前走する選手に追走できず離れること |
| 着外 | 6着以下のこと、または払戻しの対象とならない4着以下のこと |
| チンチロリン | 茶碗にサイコロを入れた賭博の音 |
| 出遅れ・出残り | 出発の合図に遅れたり残ること |
| 出切る | 先頭に立つこと |
| 出渋り | （競輪）号砲直後に牽制し先頭を誘導する選手の後ろにつかないこと |
| 寺銭 | 賭博収益、寺で開帳した場所代が由来とも |
| 手本引 | 札を自分で選ぶ伝統博打 |
| 天井 | ノミ屋が配当する金額の上限、「大穴」的中の対策 |
| でんすけ | 公営競技場付近での賭博、イカサマ賭博 |
| 通し | イカサマのサイン |
| 特払い | レースは成立したが的中がない場合に、100円に対し70円（80円）を払い戻すこと |
| トランプ | 明治以来舶来の西洋賭博のカードのこと |
| トリガミ | 投票券が的中しても配当が少なく、結果的に損をすること |
| ナ行 | 流し | 1人の軸となる選手を決め、残り全選手と組み合わせた券を買うこと |
| 中割り | 先行する選手の間を通って追い抜くこと |
| 並び | （競輪）ライン（2人〜4人の選手が一列に並んで連携して戦う戦法）を形成する選手の並ぶ順番 |
| 逃げ | レースで先頭に立ち（先行）、そのままゴールを目指す戦法（⇔差す） |
| ２分戦 | （競輪）２つラインに別れ走行するレースのパターン |
| 入線 | ゴールすること、またはゴールした順番 |
| 入着 | ゴールし、3着以内に入ること |
| 粘る | 後方からの追い上げに対し、引かずそのまま並走する状態のこと |
| 呑み屋 | 公営競技で闇の賭けをさせる者、犯罪 |
| ハ行 | ハイエナ | 後から来て勝ち逃げる者。違法ネットカジノで使われる。 |
| 配分 | 選手のあっせん |
| ハウス | （競輪）競走中の前後車のタイヤ同士が接触すること |
| ハコ | （競輪）先行選手の後ろの位置、2番手選手のこと |
| バックストレック | （競輪）競走路の2コーナー、3コーナーの間の直線部分 |
| 鼻の差・鼻差 | （競馬）ごくわずかな着差のこと |
| バンク | 自転車競技の競走路。走路には角度（カント）が付けられている。 |
| ハンデ師 | 野球賭博においてハンディキャップを決める（ハンデを切る）者 |
| ハンドル投げ | （競輪）決勝線直前でハンドルを突き出すこと |
| ピストレーサー | トラック競技の自転車。ブレーキはついてない。 |
| ヒモ | 2着 |
| ピン | （競輪）1着 |
| ピンピンピン | （競輪）3日間開催の試合で全て1着となること |
| ペラたたき | （競艇）選手がプロペラを自分で整備すること |
| 返還 | 競走不成立などで投票券が全額払い戻されること |
| 盆 | 丁半博奕の場所。それを守る者を盆守という。 |
| 本場（ほんじょう） | レース開催中の競技場のこと |
| 本線 | （競輪）競争に有力なラインのこと |
| 本命 | 一番人気の選手や馬 |

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

◇◇ギャンブル語録◇◇

「借金をして勝てるギャンブルはない！」　　蛭子能収（漫画家）　（以下すべて敬称略）

「ギャンブル依存の家庭はアダルトチルドレンを生む。次世代の子どもの精神衛生の問題でもある」田辺等（精神科医）

「あなたギャンブルやめますか、それとも人間やめますか」　（覚醒剤もじり）

「パチンコをしているとき、ベータ・エンドルフィンという“脳内麻薬”の血中濃度が高い」

篠原菊紀（脳科学者）

「勝っても負けてもやめられないのだ。ジリジリと焼けつくような感覚がたまらない。このヒリヒリ感がギャンブルの本当の恐ろしさ」　　井川意高（元大王製紙会長）

「略奪的ギャンブルと呼ばれるカジノは、その射幸性や陶酔感の大きさで病的ギャンブラーを増大させる」「客が賭けるほどに客が負け、胴元が勝つように商品設計されているのがカジノのギャンブル商品」「ギャンブルの『勝ち金』は客の『負け金』、雇用や税収の増加は『共喰い』による周辺からの移転で、国民全体では『ゼロサム』（零和）の営み」　　鳥畑与一（静岡大経済学部教授）

「宝くじはギャンブルとは異なる娯楽である」　　総務省自治財政局地方債課

「日本一当たるオータムジャンボ　西銀座チャンスセンター」　　宝くじ売場の噓広告

「ギャンブル依存症は『治癒』しないが回復する」　　成見暁子（弁護士）

「一度たくあんになった脳は大根には戻らない（一度ピクルスになった脳は二度とキュウリには戻らない）」　　森山成彬（精神科医）

「国によるギャンブル依存症対策は必要と80.9％の世論。文部科学省は節度を守ることを指導するだけ、公営ギャンブルに対策らしきものは見当たらず」　　宮崎県弁護士会報告書

書籍紹介

１．別冊宝島2549号『カジノと日本経済』（宝島社　2017.2.15　1000円+税）

〇　別冊宝島は100～130頁の特集本で、パチンコやカジノもよく取り上げられ、これまでに1818号（2011.11.12）「パチンコのタブー」、2034号（2012.8.11）「パチンコ業界タブーの真相」、2261号（2014.12.14）「カジノ利権の正体」などがあった。週刊誌のようなカラー版特集誌で、特定テーマを強引な切り口でまとめる。写真や図解が豊富で、一通りわかった気にさせる。

　　本会報では、会報31号で2261号について簡単に「カジノを紹介する便利本」と紹介した。2014年11月時点における「カジノ大国日本の未来予想図！」「巨大マネー『5兆円』を狙っていま争奪戦が始まる！」「日本のカジノ誘致と日本で『カジノ王』を目指す人物」「カジノで蠢く永田町」「カジノの光と闇」「カジノ株50」などからなる。ずばりＩＲカジノ、カジノ利権のレースを追ったものだった。

〇　今回2549号は、ＩＲカジノ法の通過後、5兆円カジノ産業の仕組みや世界一のカジノ王国になる展望を紹介している。その内容はカジノを推進する論者、業者、カジノコンサルらによるもので、カジノで利益を得たい人のための記事である。

「ＩＲカジノ万歳」という前書きに始まり、写真によるアジア圏カジノの紹介がある。そして、第1章は、日本のカジノ候補地大阪、横浜、東京、愛知、和歌山、宮城、北海道、徳島、長崎、沖縄の各計画を紹介。大阪は「ＩＲと万博の一石二鳥を狙う壮大な計画」、横浜は「8月の市長選で是非が問われる」とする。

第2章は、カジノ、ＩＲの基礎知識。ＩＲは日本最後の希望として経済効果や観光収入をいい、ＩＲはカジノの「最強進化形態」という。シンガポールを例に10万人超の雇用をいう。そして、マカオ、ラスベガス、シンガポールの7社の経営分析をし、限定した日本ＩＲはドル箱になる、富裕層270万人を持つ日本のカジノ市場であれば1.2～2.2兆円規模という分析を紹介。構想17年にして成立したＩＲ法による2020～2021年オープンまでのスケジュールを掲載する。続いて、カジノ王を狙う男たち、ＩＲにおけるＭＩＣＥの重要性、ＩＲ事業化を図示、ＩＲコンソーシアム（共同事業体）をいう。これはＩＲ推進論者だけの視点からなる。

第3章は、カジノで騰がる株について。このＩＲブームで日本内外の企業について見通しを述べ、株式投資を煽る。ただ、2261号で取り上げられた企業は、会報46号12頁以下の「ギャンブル界金目鏡」の中でも紹介している。①関連機器（日本金銭機械、テックファーム、オーイズミ、ブローリー、マースエンジニアリング、マミヤ・オーピー、ＥＩＺＯ）、②ゲーム遊技関連機器（セガサミー、コナミ、ユニバーサル、フィールズ、Ｎｕｔｓ、アクセル、ゲンダイ）、カジノ建設（イチケン、インターライフ、アドアーズ）、④ＩＲリゾート（フジメディア、桜島埠頭、東京都競馬、昭和飛行機、イントランス）、⑤観光（ＨＩＳ、ＫＮＴ－ＣＮ、ＪＡＬＵＸ、日本空港、コメ兵）、⑥セキュリティ（セコム、綜合警備、高千穂、サクサ、ＴＯＡ）、⑦ギャンブル依存症対策（大日本住友製薬、Ｎフィールド、バリマーＨＲ、トランスジェニック、アドバンスティックリスク）を紹介する。（⑦については会報52号11頁「カジノギャンブル依存症対策株式銘柄？！」にて詳しく述べた。）

第4章は、カジノが抱える問題として、①依存症問題、②治安・セキュリティ、③教育問題（要員人材確保）、④パチンコ業界との関係、⑤マカオや韓国の状況を都合よく紹介する。

第5章は、アジアで事業展開するカジノ経営者のコメントを中心に紹介。

第6章は、ラスベガスでカジノ経営に進出した「シグマ社」経営者のインタビュー記事である。最後にカジノジャパン、カジノラボ所長を中心にカジノ推進で編集した裏話で終わる。

結局、宝島も編集、取材先も全てカジノで飯を喰う連中のための別冊である。ＩＲカジノに乗り出しているのは、よく紹介されるセガサミーの里見、ユニバーサルの岡田、ウィンリゾーツのウィン、ラスベガスサンズのアデルソン、メルコクラウンのボーらだけではない。その他すでに欧米やアジアのカジノで金を儲ける企業らはもちろん、カジノに限らずＩＲ導入によりＭＩＣＥやリゾートホテル等周辺の関連企業、そしてそれらの税収や公有地利用という面で政府や自治体、これら官民一体の欲望が渦巻き、「共同事業体（コンソーシアム）を目指すレース」を繰り広げているということがよくわかる特集であった。

２．『なんぼのもんやネン 大阪のパチンコ屋』野口末和 (図書出版浪速社　1996.10　1300円)

　　大阪でパチンコ店を25年経営した昭和8年生まれの店主の人生論で、自己、自社、パチンコ営業の肯定論である。パチンコ店の表面的な記載はあるが、業界を含む深みは少ない。パチンコ業法の法制化を訴え、公営競技並みの換金を可能とすべきという。しかし「パチンコは庶民の射幸心をくすぐるビジネス」とし、不正ロムについては述べても、パチンコ依存者を生み出し収奪していることには反省がない。同じパチンコ店主の成美子氏の『パチンコ業界報告書』（2012.9.1　会報4号で紹介）と比べると紹介に値する内容ではないが、大阪のパチンコ屋の正義感のレベルを知るため、あえて紹介した。

３．『仕事師たちの平成裏企業』　溝口敦　（小学館　2005.1.1　1400円+税）

　月刊誌「ＳＡＰＩＯ」の連載を加筆、再構成したもの。「悪業」といわれるビジネスを紹介する中にバクチの章がある。その1は、パチンコ産業のウラ基盤屋。もちろん違法だが売上は数百億円にも及んだという。その2は、競馬予想ソフト。105万円のソフトが800本も売れた例もあるという。競馬のネット購入で儲けたために脱税で検挙された例もある。だが売れすぎるとオッズの出方が変わる可能性もあるという。その3は、アングラカジノ。1チップ1万円、一晩3000万円の完全な違法賭博の開帳である。儲かる店で月純利1億円という。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

～　アベノミクス　モジリことば　～

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金由来 | 人由来 | ギャンブル |
| エゴノミクスエサノミクスアホノミクスウソノミクスアダノミクスタダノミクスマルノミクスカネノミクス | レーガノミクス（米）ブッシュノミクス（米）オバマミクス（米）トランプノミクス（米）プーチノミクス（露）シューノミクス（中）メルケミクス（独）アベノミクス（日） | カジノミクスゲームノミクスパチンコミクス・パチスロミクスカルタノミクスサイコロノミクス（サイノミクス）ケイバノミクスケイリンノミクスボートノミクス |

|  |
| --- |
| **ギャンブル宣伝・広告偽善番付** |
| **偽・嘘（ギャンブル業）方** |  | **真実（オンブズ）方** |
| 大きな夢が当たります（発売元・宝くじ売場） | **横綱** | 夢は幻覚　夢中にさせるだけ（医学） |
| ギャンブルのめり込みにご注意を（全日遊連） | **同** | ギャンブルは人をのめり込ませるもの（ＷＨＯ） |
| カジノ収益は自治体を助けます（大阪府） | **大関** | カジノは脱税、犯罪、マネロンの場です（オンブズ） |
| カジノは地元を豊かにします（誘致派） | **同** | カジノは客を略奪しています（消費者） |
| カジノは雇用を増やします（誘致派） | **関脇** | カジノはより有用な労働を奪います（労働者） |
| 私たちは町を美しくします（パチンコ） | **小結** | 私たちはギャンブル営業で汚されました（付近住民） |
| 競輪は福祉を支えます（ＪＫＡ） | **前頭** | 競輪は地域の風紀を害しました（市民） |
| パチンコは適度に遊ぶ遊びです（全日遊連） | **同** | パチンコはギャンブル依存への道場です（ギャノマン） |
| totoはスポーツと文化を振興します（文科省） | **同** | totoはスポーツで金を釣るものです（オンブズ） |
| ボートレースは船舶を振興します（日本財団） | **同** | ボートレースは笹川一派の利権下です（オンブズ） |
| オートレースは再建していきます（ＪＫＡ） | **同** | オートレースは開催自治体のお荷物です（オンブズ） |
| 公営競技は県市の財源です（ＮＲＡ） | **十両** | 公営競技の脱税全てを捕捉はできません（税務署） |
| 競馬は文化とスポーツの場です（ＪＲＡ） | **同** | 競馬は馬を虐待しています（動物愛護会） |
| 人生は遊びと賭けです（賭人） | **幕下** | 人生をギャンブルにしてはいけません（倫理） |
| 賭博は悪でも収益で公益を図ります（くじ・投票券発売元） | **同** | 盗み詐取した金で善行はできません（宗教） |
| ギャンブルも努力すれば儲かります（賭博出版） | **同** | 射幸での利益獲得は失敗します（統計学） |
| アベノミクスの第三の矢がカジノです（安倍総理） | **三段目** | カジノミクスは経世済民に反します（経済学者） |
| 公営競技は国民の射幸心を善導します（公営競技推進族） | **序二段** | 公営競技は国民の射幸心を煽っています（オンブズ） |
| 宝くじはギャンブルではありません（総務省） | **序ノ口** | 宝くじは富くじでギャンブルです（常識） |
| **興行元　　　ギャンブルオンブズマン** |

公営競技（４Ｋ）問題カルタ

あ　アルコール販売競技場で再開（H13～）　　　は　パソコン・スマホで在宅投票

い　インターネット投票システム導入相次ぐ（H5～） ひ　ビッグレース志向（皐月,ﾀﾞｰﾋﾞｰ,菊花,有馬）

う　馬番単勝連勝三連もウインズで　　　　　　　ふ　船橋ボート廃止です

え　エンターテインメント化とアミューズメント化　　へ　平和島競艇劇場

お　オッズで決める投票券　　　　　　　　　　　ほ　ボートピア　ポイント付クレジットカード

か　ガールズレースから海外進出まで　　　　　　ま　松戸競輪でオールガールズレース

き　競艇３連単用「スタート展示」　　　　　　　み　ミニ場外発売所（Aibaとofft）も

く　クイックピック方式にクイーンズクライマックス　　む　向日町競輪場の将来は

け　競輪専門誌と携帯情報で　　　　　　　　　　め　メイクデビュー（新馬競走）

こ　コンビニで馬券、車券、舟券売ります　　　　も　モーニングより早いサンライズレース

さ　サテライト･アクセス･ターミナル（SAT）で自動販売　　や　ヤフーでも夜間発売、前日発売

し　車券まで枠番連勝　射幸度高め　　　　　　　ゆ　夢Ｑ舎（東京競馬場）

す　スピードチャンネル競輪でお早く（H9～）　 よ　４投票方式から７投票方式まで

せ　専用場外発売所（ｳｲﾝｽﾞ、ｻﾃﾗｲﾄ、ﾎﾞｰﾄﾋﾟｱ）　 ら　楽天競馬のランク付け

そ　即日入金　即日投票　即日引出しネット銀行　り　良馬場　重馬場　不良馬場

た　ダートコースとターフコース　　　　　　　　る　類別多重の単・連・複

ち　チャリロトで市場開拓*（※）*　　　　　　　　れ　レディースジョッキーレース

つ　次々消える赤字競輪場　　　　　　 ろ　労多くして予想屋泣かせ

て　テレドーム（電話で実況）デルカ電子マネー　わ　ワイド（拡大馬番連勝複式）も導入（H11～）

と　都市型場外券売場（馬・車・舟）はやる　　　を　小倉競輪　発祥の地

な　ナイターレース、ミッドナイトレース拡げ

に　日本中央競馬会のＪＲＡカード（H11～）

ぬ　抜くを「差す」「まくる」というケイリン

ね　ネット投票システム「IPAT（アイパット）」（馬）

の　野耕馬曳く　ばんえい競馬

*（※）*チャリロトとは、重勝式投票方式のケイリンくじ。

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.1.19～4.1）

2017.1.19　 日弁連　　カジノ解禁推進法に関する意見交換会　開催

日経　　　走り始めたカジノ（３）「機械のようにカネ使った」

　　1.20　　日経　　　走り始めたカジノ（４）「中国人客頼みの危うさ」

　　1.23　　日経　　　公営競技、ネットの神風　赤字団体５年で半減　スマホ投票若年層開拓

1.25　　ｼﾞｬｰﾅﾘｽﾄ　　カジノ解禁でひた走る「ギャンブル大国」

2.1　　 産経　　　横浜市２９年度予算案　ＩＲ関連調査費１０００万円のみ

2.3　　 ＮＨＫ　　カジノ含むＩＲ　光と影、カジノ含むＩＲすでに案を提出、「夢洲まちづくり構想」案判明

　　　SAPIO（3月号）　日本は世界一豊かな国　カジノを国策として推進すれば経済効果大

　　2.4　　 赤旗　　　カジノ合法化　依存で行き倒れ　ごめん　衆院予算委　清水議員の追及

　　2.5　　 毎日　　　ギャンブル依存症「啓発できてない」医師ら意見交換（大阪）

　　　　　　日経　　　パチンコ動機の犯罪1300件（昨年）、依存症対策急務に

赤旗　　　ギャンブル依存ゼロへ　大阪の市民団体がシンポ　清水議員あいさつ

　　　　　　時事　　　ベトナム　自国民のスポーツ賭博を合法化　サッカーや競馬など

　　2.6　　 ＮＨＫ　　夢洲まちづくり構想案まとまる

　　　　　　ヤフー　　大阪・大手パチンコチェーン店長にサクラ募集疑惑　本社が「不適切な行為」を謝罪

　　2.8　　 ＮＨＫ　　大阪府知事　カジノ含むＩＲ　開業前倒しを

　　　　　　毎日　　　カジノルポinラスベガス　予防へ規制と教育　依存症、ネバダは2～3倍

　　2.10　　HBOL　　　警察庁犯罪統計ではパチンコ・ギャンブル関連犯罪件数わずか0.7％　世論を煽る大手メディア　パチンコ店にとって最も深刻なのは置引き

　　2.13　　ＮＨＫ　　多重債務者支援市民団体、和歌山市へカジノ含むＩＲ誘致断念を要請

　　　　　　ﾏｶｵ新　　 マカオのカジノ街で強盗傷害事件…金貸し勧誘めぐるトラブルか

　　2.14　　日弁連　　院内学習会「カジノ解禁について考える」開催

　　　　　　＜当会　会報第５１号発行＞

　　2.15　　自民党CafeSta　　「ギャンブル依存・治安悪化だけじゃない　現役議員が語るカジノ法案の問題点」「カジノビジネスは既に破綻している？山本議員がカジノ法案を斬る」「ギャンブル依存症とカジノは別の問題　渡邉美樹氏指摘　カジノ論争論点のズレ」「カジノのせいで治安が悪くなるは嘘？カジノに関するありがちな誤解」

　　　　　　別冊宝島2549号　「カジノと日本経済　5兆円カジノ産業の仕組み」（書籍紹介参照）

毎日　　　教えて！カジノ①　政権、成長戦略の目玉に

　　2.16　　毎日　　　教えて！カジノ②　民間運営の賭博　違法では？

　　2.17　　毎日　　　教えて！カジノ③　ギャンブル依存症　５３６万人に疑い

　　2.18　　毎日　　　教えて！カジノ④　誘致の動き次々　経済効果どのくらい？

　　　　　　ＮＨＫ　　大阪府・市　ＩＲ誘致　住民説明会開催へ

　　2.21　　ﾛｲﾀｰ　　　「日本でのカジノ投資、最大100億ドル想定」米ラスベガス・サンズ

　　　　　　ロカル　　和歌山市尾花市長、県都にＩＲ誘致表明　カジノは外国人専用に

　　2.22　　テレ朝　　“世界のカジノ王”東京に進出　投資家に猛烈な攻勢

　　　　　　時事　　　「カジノ王」、自民本部を訪問＝ノウハウをアピール

　　　　　　日経　　　世界のカジノ経営者「東京は最高の市場」

日本流統合型リゾートに意欲　米カジノ大手ＭＧＭリゾーツＣＥＯ

　　2.28　　赤旗　　　馬券購入　携帯・ネット歯止めなし　限度額１人３億円　利用者が急拡大

弁護士ﾄﾞｯﾄｺﾑ　　「なぜ、世論はカジノ反対が多いのか？」推進・反対の論客がそろって記者会見

　　3.1　　 朝日　　　ＩＲ誘致「反対」６０％　朝日新聞・ＡＢＣ大阪府民調査

　　3.2　 　Ｅテレ　　ハートネットＴＶ「ＷＥＢ連動企画チエノバ」ネット依存、ギャンブル依存、スマホ依存

　　3.4　　 毎日　　　ＩＲ誘致　新たな公共投資否定　カジノ広告は抑制　尾花和歌山市長が意向

　　　　　苫小牧民報　　苫小牧市議会、ＩＲ誘致で論戦　依存症対策や市民理解焦点に

　　3.9　　 HBOL　　　カジノ誘致の本命、神奈川と大阪で決定か？　同時誘致の可能性も

　　3.10　　ＮＨＫ　　民進　カジノ解禁の問題点洗い出しへ初会合

　　　　　　読売OL　　カジノ　依存症対策に不安…医療機関少なく

　　　　　　ｴｷｻｲﾄ　　日本のＩＲは日本企業が運営してこそ国益に適う　里見セガサミー会長

　　3.11　　赤旗　　　競馬場に銀行ＡＴＭ　「借金で馬券」助長

　　3.13　　日弁連　　第２回カジノ解禁推進法に関する意見交換会　開催

ｻﾝｹｲﾋﾞｽﾞ　　ＩＲ推進本部を２４日設置　カジノ実施へ具体的施策検討

　　　　　　ﾏｶｵ新　 　マカオ、カジノ高利貸しに監禁された債権者のＳＯＳ届く…毛布に火をつけ

　＜当会　会報第５２号発行＞

　　3.14　　万博テーマ「未来社会」　経産省報告書案広い支持獲得狙う

3.16　　産経　　　「カジノは賭博。賭博は犯罪」和歌山クレサラ対協代表　岡弁護士

　　3.17　　J-CAST　　大阪万博、経産省の報告書案「トンデモ企画」が炎上　修正案を公開へ

　　3.20　　読売ﾃﾚﾋﾞ　　やめられない…「ギャンブル依存症」の闇（かんさい情報ネットten.）

　　3.21　　自由なラジオ「第51回　日本にカジノはいりまへん　隠された問題点を暴く」

　　3.23　　「カジノＮＯ！を決めた台湾の話を聞いてみよう　日台国際交流の集い」開催（東京）

　　3.25　　カジノあかん３・２５大阪集会　開催　参加９６０名

　　　　　　ＮＨＫ　　ＩＲの大阪誘致に反対の集会

　　3.27　　東洋経済（4/1号）　カジノ解禁法があぶり出すギャンブル依存症の恐怖

　　　　　　ｴｺﾉﾐｽﾄ（4/4号）　　問答無用639「ＩＲ推進策の欠陥訴える」田中紀子

　　3.30　　ＮＨＫ　　カジノ含むＩＲ　大阪府市が初会合

　　3.31　　朝日　　　ギャンブル依存症疑い、成人の２.７％　厚労省、昨年秋に再調査で下落

　　　　　　　　　　　競馬ネット購入額減、パチンコ出玉を制限　政府が依存症対策方針

　　　　　　日経　　　ギャンブル依存相談窓口整備を　自民、論点まとめる

　　4.1　　 日経　　　キャッシング施設内ＡＴＭ禁止　政府、ギャンブル依存症対策

**事務局だより**

１．第６回総会報告（2017年3月25日　正午～　平和法律事務所）

　　2016年度の活動報告と会計報告をし、次期役員はそのまま継続となりました。

今後の活動として、①ＩＲカジノとカジノ万博（夢洲万博）への反対活動、②パチンコなど現存ギャンブルの違法・不当行為に対する是正要求活動、③依存症への対策をはじめとしたギャンブル弊害に対する正しい対応の要求活動等を行っていきます。

　　また、総会の後は「カジノあかん3・25大阪集会」に参加しました。依存被害者の訴え、漫才や落語、カジノ誘致を否決した台湾からのゲストによる活動談、国会議員ら決意、そしてアピール採択まであり、勇気づけられました。大変盛会で、扇町公園までのデモにも参加しました。

２．経産省「2025年国際博覧会検討会報告書（案）」へのパブコメ　当会より意見提出

私たちは夢洲万博に反対します。

　反対の理由は次のとおりです。

　第１点、松井大阪府知事、吉村大阪市長がかねて公言するように、大阪府市民の多数が反対しているカジノ付きＩＲを準備するための計画だからです。

　大阪の維新首長は、府・市民の反対世論にかかわらず、長年夢洲にカジノを誘致し建設する活動をしてきました。そして、万博と並行して夢洲カジノを実現すると述べています。これでは万博は、ギャンブル依存症など弊害の多いカジノ建設に役立つ、「病毒事業」に寄与することになってしまいます。

　第２点、カジノ・ＩＲ目的を内包した万博立候補は、公衆の教育を主たる目的とする万博条約に反するからです。今回、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマが急遽発表されましたが、これは本音や目的を隠した不実のものです。

　第３点、形ばかりのテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」には内実がありません。この１月まで「人類の健康・長寿への挑戦」と言っていたのを、言葉だけ変えて独り歩きさせています。これでは「嘘も方便」を許してしまいます。

　第４点、廃棄物も含め埋立中の夢洲は、主催者だけでなく万博来場者にとっても危険な場所です。東南海大地震での震災・津波などが警告されていますが、安易な安心感を振りまくだけで適切な対応策はありません。

　第５点、万博のための財政支出は、大阪府・市財政の健全性を損なうからです。万博は、現在財政に困窮する大阪府・市が多大な投資をしても、それに見合う確実な収益を得られるものではありません。結局、誘致に成功しようと否とを問わず万博のためにするという公共投資で、住民不在の埋立地へのゼネコン本位のインフラ投資です。海外カジノ資本が日本人の財力を収奪するためのＩＲカジノ建設を手助けしようというものです。府・市民の福祉実現という正しい未来のためになされる公共投資ではありません。

　第６点、夢洲にはかねて関西経済同友会が大々的なＩＲリゾート化を提言していました。しかし、関西財界はＩＲリゾート実現の資力もなかったのです。そこで万博誘致によって政府や自治体の金を引き出すという構想が生まれました。府・市民の夢洲カジノ反対の声を、万博によって「洗脳」しようとの邪心もあります。

　第７点、経産省報告案は、入場者を2800～3000万人、会場建設費を約1250億円、入場料収入で賄う運営費は800～830億円、鉄道整備や追加埋立等関連事業費730億円としています。これによると、入場料で運営費を賄えたとしても、残りの2000億円は捻出できません。府・市・経済界が3分の1ずつ拠出するという案もあるようですが、府・市ともに700億円を出すような正当な財源はありません。

　府も市も財源不足で、東南海大地震への対策も決められず、少子高齢化社会での福祉のための負担で厳しい現状です。文化事業としても、半年の展覧会のためにかかる大金を支出するような余欲はありません。

また民間資金というも700億円もの献金を集める手立てもできていません。万博の建設運営で金を儲けられる企業が仮に100社あっても、1社平均7億円もの寄付を求められるわけがありません。私企業から700億円にも及ぶ寄付資金を任意に集められるという想定そのものが無責任です。

第８点、万博による全国への波及効果が1.9兆円との試算が出されました。しかし、その根拠は不明且つ過大な期待値に過ぎません。夢洲万博という一つの開発事業が全国民に公平・平等に恩恵を波及する訳でもありません。むしろ、マイナスの波及効果もあるのに、それは想定に含まれていません。万博客で半年間の運営費は賄えても、その後は利用客はありません。

以上、夢洲万博計画は、廃棄物による埋立進行中の空き地を利用して企業経済に生かしたという企業の論理と思惑だけが先行しているものです。

日本の政治と財政は、第１に東日本大震災と福島原発の被害に対する対応が不十分ですし、大阪・夢洲をはじめ防災への対応ができていません。第２に大阪府と市、そして経済団体をリードする経団連や関経連のリーダーである電力企業はその足元から経営危機を抱えています。万博を誘致するような余欲はありません。

世界的視野でみても、現在既に立候補しているパリをはじめ、夢洲いや日本よりも万博開催にふさわしい地区があります。ただ万博をカジノを含むＩＲリゾートにつなげ転用するというのは、未来社会への展望を欠くものです。

このような計画は、大阪府・市の適正な財務運営からみても無駄遣いとなり、このまま無謀なカジノ万博計画を進めるとなると、裁判など法的にも問われることになると思われます。

政府も府・市も、より国民と府・市民の福祉本位の事業と財政を考えるべきです。

２０１７年３月２４日

ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会